

いらなくなった

環境を守ることに
つながってるんだね!

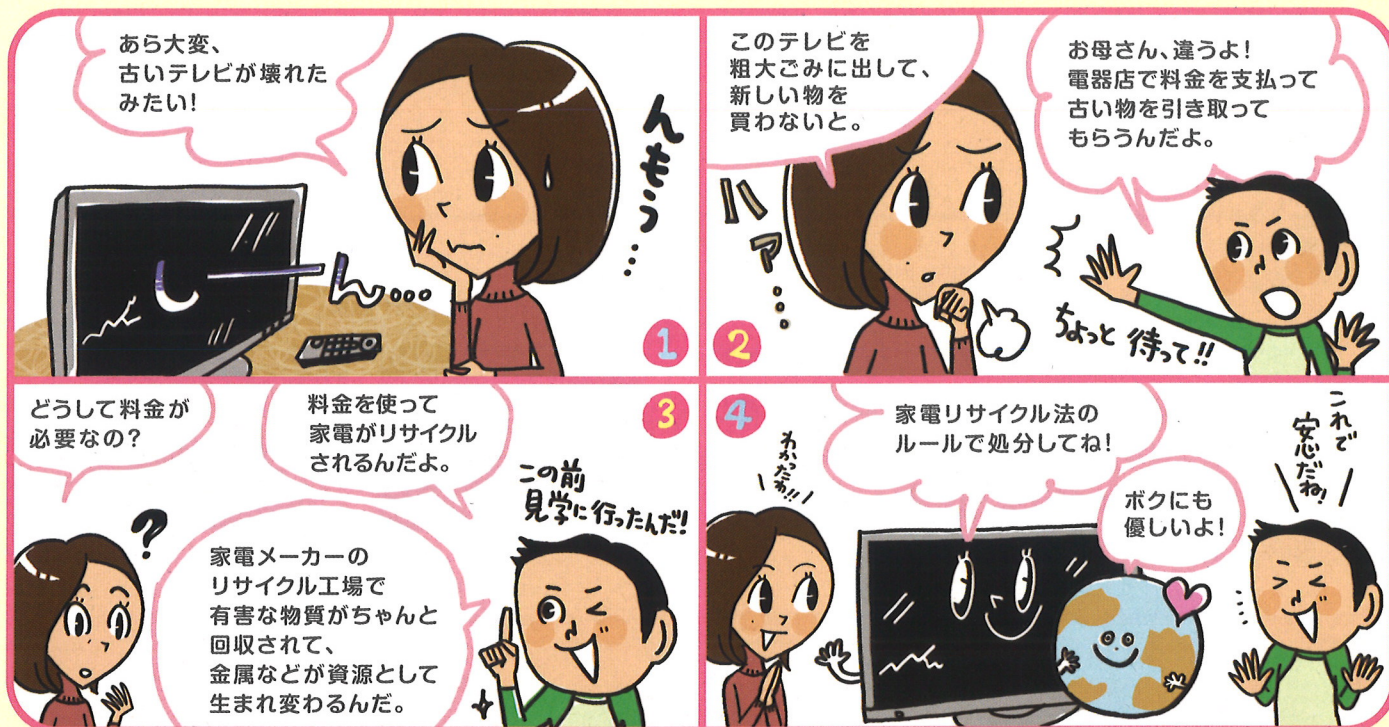
家電は 「正しく」リサイクル!

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は
家電リサイクル法にそって処分しましょう。

皆さんが支払うリサイクル料金で適正な処理がなされ、資源として生まれ変わります!

買い換えの場合

買い換える電器店に引き取ってもらいましょう。

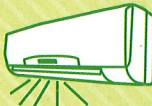


「家電リサイクル法」の対象家電はこれ!

有用な資源のほか、オゾン層の破壊や地球温暖化を引き起こすフロンガスや有害な鉛、水銀などを含んでいるため、法律に基づく適切なリサイクルが必要です。



テレビ



エアコン



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機

※上記4品目以外の家電は、お住まいの市区町村のルールにそって処分してください。

もう一度
正しいルールを
確認してみよう。

処分だけしたい場合

電器店に 引き取りを依頼

処分する家電をかつて購入した電器店に連絡して引き取ってもらいましょう。



市区町村に 問い合わせる

かつて購入した電器店がわからない場合や処分方法を知りたい場合は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。



指定引取場所に 持ち込む

郵便局にある振込用紙(家電リサイクル券)を使ってリサイクル料金を支払い、お近くの指定引取場所*に持ち込んでください。

インターネットで
「指定引取場所」を
検索してみよう!

※メーカーが指定する家電4品目の引取場所です。持ち込みの場合、収集運搬料金がかりません。場所などの詳細は家電製品協会のHPをご確認ください。



まだ新しい物はリユースショップに買い取ってもらおう!
(中古品販売店)

適正な
処理が確認
できません。

廃棄物を出すときには「無許可」の回収業者は利用しないでください!

ご家庭から廃棄物を回収するには、「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。無許可業者によって回収された廃家電が不法投棄、不適正処理された事例や、高額な処理料金を請求された事例も報告されています。



— 無許可の回収業者にはこのような例があります —

廃家電の引き渡しには
「リサイクル料金」と
「収集運搬料金」が必要です。

廃家電を引き渡すときに、リサイクル料金と収集運搬料金を支払う必要があります。この際、自分の廃家電がきちんとメーカーに引き渡されたかどうかを追跡できる家電リサイクル券が発行されるので大切に保管しましょう。

家電リサイクル券
(見本)



「小型家電リサイクル法」も
始まっています!

2013年4月から、家庭の電気や電池で動く小型家電(携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機など)をリサイクルする「小型家電リサイクル法」がスタートし、回収を始めている市区町村が増えてきています。きちんと処理すれば資源を有効に利用できるだけでなく、環境を守ることもつながります。詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。